

2025年度 全域生活支援コーディネート事業業務委託仕様書（案）
（生活支援団体ネットワーク事業）

1. 適用

この仕様書は、「全域生活支援コーディネート事業業務委託契約（生活支援団体ネットワーク事業）」に適用し、町田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務の内容及び実施方法等について定める。また、この仕様書は、契約書及び契約約款（以下「契約条項」という。）と一体を成し、この仕様書と契約条項の記載内容が相違するときは、この仕様書を優先する。

2. 目的

生活支援団体ネットワーク事業（以下、「事業」という。）は、65歳以上の方を含めた市民を対象にボランティア、もしくは非営利で生活支援を実施する団体、もしくは生活支援を実施する65歳以上の活動者がいる団体に対し、情報共有・意見交換の機会を提供、また活動に対する支援を行うことで、生活支援活動の充実・強化を図ることを目的に実施する。

3. 委託内容

（1） 職員体制

乙は、事業の実施に際し、業務責任者を1名選出するものとする（全域生活支援コーディネート事業業務責任者と兼務可）。業務責任者は、生活支援活動への理解があり、多様な理念をもつ活動主体と連絡調整できる者とする。

（2） 業務内容

ア 生活支援団体の把握と登録

- ・住民生活支援団体のみならず、企業やNPO等も含めた生活支援団体の把握につとめること。
- ・把握した団体に対し、生活支援団体ネットワークの紹介や加入希望団体の登録をすること。

イ 生活支援団体ネットワーク連絡会の開催

- ・年に2回、生活支援団体ネットワーク登録団体（以下、「登録団体」という）の連絡会を開催すること。
- ・開催通知の作成、送付、出席者の把握・調整をすること。
- ・連絡会当日の会場の借り上げ、準備並びに会議運営を行うこと。
- ・議題等は、町田市担当者と協議すること。
- ・会議終了後は名簿と議事録を作成し、提出すること。なお、議事録は要旨をまとめて記載すること。

ウ 生活支援団体に対する、相談・助言の実施

- ・連絡会の内容等より生活支援団体の活動状況を把握し、必要な助言を実施すること。
- ・電話などによる相談について、随時助言を実施すること。
- ・国の福祉の動向や住民のニーズを登録団体に伝え、ニーズに合った取り組みを促す

こと。

エ 生活支援ネットワーク研修会の開催

- ・登録団体を対象とした、年間の研修計画を作成すること。
- ・生活支援を実施するにあたり必要な研修を企画し、年 1 回以上登録団体に実施すること。
- ・研修の詳細な実施内容は甲と協議の上、作成すること。
- ・研修終了後、すみやかにその内容、参加者名簿等を書面にて甲に報告すること。

オ 活動団体の保険加入

登録団体の活動中の事故に対する、傷害保険及び損害保険へ加入すること。

カ 登録団体の広報

広報紙の発行や、ホームページ等への掲載等をとおして、登録団体の P R を行うこと。

4. 業務実施期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

5. 活動計画書兼報告書の提出

乙は甲の指定する活動計画書兼報告書に、その他甲が指定する資料を添付し、活動計画書は4月10日、活動報告書の上半期実施分は10月10日、下半期実施分及び年間報告については3月31日までに甲に提出すること。

6. 委託料の請求及び支払い

(1) 委託料及び支払時期は下表のとおりとする。委託料には保険料、講師謝礼を含めた運営費、事務調整費等の費用を含むものとする。

支払時期		支払金額
1回目	2025年10月頃	2,500,000円(税込)
2回目	契約期間満了後、乙が提出した実績報告書により、甲が乙の適正な履行を確認したとき。	2,540,246円(税込)
合 計		5,040,246円(税込)

(2) 甲は、前項の委託料の支払時期に、乙からの適正な請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

7. 疑義の解決

契約条項に定めのない事項については、甲乙協議して定める。また、契約条項に疑義が生じたときは甲乙協議して決定する。

8. その他

乙は、本事業遂行に必要な研修への参加を積極的に行なうこと。